

指定障害福祉サービス事業者に対する指定取消処分について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく指定障害福祉サービス事業者である「株式会社ＺＥＲＯ（ゼロ）」（以下「当該事業者」という。）が運営する「就労継続支援Ｂ型事業所 エミ・クラフト」（以下「当該事業所」という。）について、不正請求の疑いにより、監査を実施しました。

その結果、当該事業者が、配置見込みのない人物を、管理者と常勤のサービス管理責任者を兼務する者として配置することを記載した申請書類を提出し、当該事業所の指定を受けるとともに、管理者兼サービス管理責任者を配置せずに事業所を運営し、訓練等給付費（以下「給付費」という。）を不正に請求して受領した事実等を確認しました。

このため、令和 7 年 7 月 29 日付けで、当該事業者に対し、①「指定取消」の行政処分を実施すること、②不正に請求し、受領していた給付費について、法に基づく加算金を含めた額の返還を求めることを通知し、令和 7 年 7 月 30 日に、当該事業所の指定を取り消しましたので報告します。

記

1 対象事業所

- (1) 名 称 就労継続支援Ｂ型事業所 エミ・クラフト
- (2) 開設法人 株式会社ＺＥＲＯ（代表取締役 河井 裕典）
- (3) 所 在 地 伏見区西大手町 307-56 サンセリテ伏見 1・2 階
- (4) 指 定 日 令和 5 年 8 月 1 日
- (5) 管 理 者 （配置せず）
- (6) 利用定員 20 名

【就労継続支援Ｂ型】

一般企業などに雇用されることが困難であって雇用契約に基づく就労が困難である障害のある方に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を供与する事業をいう。

2 監査の実施結果

(1) 監査に至る経過

当該事業所が、開設当初から管理者兼サービス管理責任者を配置しないまま、事業所を運営して給付費を請求しているとの情報が寄せられた。

(2) 監査の実施

令和7年5月20日に、当該事業所に対し法に基づく監査を実施し、以降、7月8日まで、提出書類の確認、職員への聴取等の調査を実施した。

<主な監査等経過>

ア 令和7年5月20日

当該事業所に無通告による実地での監査を実施。職員及び利用者に対する聴取を行った。

イ 令和7年5月23日

5月20日に聴取した職員のうち、実質的に事業所運営を中心的に担っている職員1名に対する再聴取を行うとともに、書類の徴収を実施した。

ウ 令和7年5月28日

当該事業者の代表取締役に対する聴取及び書類の徴収を実施した。

エ 令和7年6月4日～7月8日（大阪市との連携）

大阪市から、当該事業所の管理者兼サービス管理責任者が、大阪市の事業所でも管理者兼サービス管理責任者として勤務しているとの情報を入手し、当該事業所指定時の関係書類や、同市の事業所を調査した際に入手した同人の勤務を証する書類の提供を受けた。

オ 令和7年6月27日

管理者兼サービス管理責任者への聴取を実施。当該事業所の開設当初から勤務していないことを認めた。

<主な内容>

- ・ 当該事業所の開設当初から勤務していない。当該事業所で勤務する意思はなく、当該事業者及び当該事業所から勤務することを依頼されなかった。
- ・ 指定申請手続の際に当該事業者が京都市に提出した、サービス管理責任者の資格を有することを示す書類は、申請手続日前に、知人の知人に渡したものである。
- ・ 当該事業者からの給与は一切受け取っていない。
- ・ 令和5年8月以降は、当該事業所とは別の事業所で勤務していた。

カ 令和7年7月3日

実質的に事業所運営を中心的に担っている職員1名に対する再々聴取。大阪市から情報を得ていることを伝え、当該事業所で管理者兼サービス管理責任者が勤務していたかを確認。管理者兼サービス管理責任者は、在宅勤務をした後に当該事業所に出勤する等しており、令和5年8月から令和7年1月末まで勤務していたと発言した。

(3) 監査で確認した事実

ア 不正の手段による指定（法第50条第1項第9号）

当該事業者は、当該事業所の指定申請に当たり、管理者及びサービス管理責任者の人選を含め、申請手続を外部事業者任せきりにし、管理者兼サービス管理責任者と面識がないにもかかわらず、自身の責任において書類の真正性や当人の勤務意思の確認等を自ら行わず、実際にはサービス管理責任者として常勤で勤務する見込みがないにもかかわらず、同人を管理者兼サービス管理責任者とする申請書類を提出し、当該事業所の指定を受けた。

なお、事業開始後も同人が常勤のサービス管理責任者として勤務していないことを認識しながら、何ら是正措置を講じず放置していた。

イ 人員基準違反（法第50条第1項第4号）

事業所指定時（令和5年8月）から令和7年5月まで、管理者及びサービス管理責任者を配置しないまま事業所を運営した。

ウ 不正請求（法第50条第1項第6号）

事業所指定の要件（管理者及びサービス管理責任者の配置）を満たしていないにもかかわらず、訓練等給付費を請求し、受領した。（令和5年8月から令和7年5月まで）

【不正請求額 約5, 150万円】

なお、不正請求額には、本市への不正請求以外に、当該事業者が他都市へ不正に請求していた給付費が約350万円含まれている。（本市への不正請求額は約4, 800万円）。

3 行政処分の実施

(1) 処分内容

指定取消（令和7年7月30日効力発生）

(2) 処分理由

不正の手段による指定、人員基準違反、給付費に係る不正請求（法第50条第1項第4号、第6号及び第9号に該当）

(3) 経済上の措置

法第8条第2項に基づき、本市に不正に請求していた給付費について返還を求めるとともに、不正請求額に100分の40を乗じて得た加算額を請求する。

請求額	67, 710, 417円
（不正請求額）	48, 364, 584円
（加算額）	19, 345, 833円

4 利用者への対応

本市が状況把握を行うもとの、当該事業者において、利用者に対し他事業所のあっせん等がされ、利用者の引継ぎ等は完了している。

5 今後の取組

今回の事案を受け、このような不正請求を防ぐ取組を進めていく。

- (1) 障害福祉サービスの全事業所に対して、処分内容について周知するとともに、今一度、必要な人員体制の確保をはじめとした法令を遵守し適切に事業所運営を行うよう強く注意喚起した。
- (2) 毎年度実施している事業者に対する集団指導において、今回の事案と行政処分の内容等を全事業者に周知し、不正請求には厳正に対処する旨を徹底する。
- (3) 今後指定を受けようとする事業所の開設法人が人員配置等の指定基準を理解しているかを確認し、理解が不十分な場合は改めて説明を行う。また、サービス管理責任者に対し、事業内容等について個別で面談を実施し、把握が不十分な場合は指導するほか、本市に届け出られている各事業所のサービス管理責任者に重複がないかを定期的にチェックしていく。
- (4) 引き続き、障害福祉サービス事業所に赴いて定期的の実施している運営指導について、就労継続支援B型事業所を重点的に実施していく。
- (5) 今回の事案について国に報告するとともに、監査中の廃止届の取扱い等について必要な改善を求めていく。